

妊産婦に対する遠方の産科医療機関（分娩施設）等への交通費等支援事業

自宅や里帰り先から産科医療機関等までが遠く長距離の移動を余儀なくされる妊婦に対し、産科医療機関等までの妊婦健診及び産婦健診時や分娩時の移動にかかる交通費と、分娩時に出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費の一部が公費で助成されます。

対象：最寄りの妊婦健診等実施施設及び分娩取扱施設（ハイリスク妊婦は最寄りの周産期母子医療センター）まで概ね60分以上時間を要する妊産婦

自己都合で遠方の産科医療機関等を選択する場合は対象外です。

手続き：申請前に健康こども課（86-6330）までお問い合わせください。

本助成の対象となるかどうかの確認をさせていただきます。（移動時間や距離、ハイリスク妊婦の場合、医師の判断理由の確認等）

	区分	回数等	適用	手段	助成額計算方法	必要書類
妊婦健診	妊婦健診にかかる交通費	上限14回	往復	タクシー 公共交通機関	要した費用×0.8	①妊婦健診時にかかる交通費助成金申請書兼請求書 ②交通費の領収書又は利用証明書等の写し ③里帰り先の場合、里帰り先の居住地の住所を示す書類 ④母子健康手帳 ⑤助成対象となる妊婦健診を受診した産科医療機関等の領収書 ⑥自家用車の場合、自宅又は里帰り先から産科医療機関等までの距離がわかるもの
				自家用車	37円×要した距離×0.8	
	概ね32週以降の妊婦健診にかかる交通費	上限7回	往復	タクシー 公共交通機関	要した費用×0.8	
				自家用車	37円×要した距離×0.8	
分娩	分娩にかかる宿泊費 ※出産時の入院前の前泊分	上限14泊		分娩予定の施設の 近隣の宿泊施設	①(宿泊費-2,000円/泊)×宿泊数 ②1泊の宿泊費が9,000円を超える場合 (9,000円-2,000円/泊)×宿泊数	①分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成申請書兼請求書 ②宿泊費の領収書の写し ③里帰りの場合、里帰り先の居住地の住所を示す書類 ④母子健康手帳
	分娩にかかる交通費	分娩時	往復	タクシー 公共交通機関	要した費用×0.8	①分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成申請書兼請求書 ②交通費の領収書又は利用証明書等の写し ③里帰り先の場合、里帰り先の居住地の住所を示す書類 ④母子健康手帳
				自家用車	37円×距離×0.8	
産婦健診	産婦健診にかかる交通費	2回	往復	公共交通機関	要した費用×0.8	①産婦健診受診時にかかる交通費助成金申請書兼請求書 ②交通費の領収書又は利用証明書等の写し ③里帰り先の場合、里帰り先の居住地の住所を示す書類 ④母子健康手帳 ⑤助成対象となる産婦健診を受診した産科医療機関等の領収書の写し
				自家用車	37円×距離×0.8	

問い合わせ先：役場健康こども課こども家庭係 86-6330